

「COVID-19 による JPTEC 資格の特例措置」に対する Q&A

JPTEC インストラクター編

Q1. Web システムにおいて私の資格は「なし」と表示されています。特例措置に基づく更新申請の対象は「2020 年 2 月 29 時点で、インストラクター資格があった者」及び「2020 年 3 月 1 日以降に新たに JPTEC インストラクターの資格を取得した者（以下「新規インストラクター」という。）」とのことですが、確認の方法を教えてください。

A1. Web システムにログインし、画面右上の「登録情報」を選択してください。画面の下の方に「ユーザー情報（地域）」の項目があります。その中のインストラクターの行を確認して、資格有効期限年月日の期間に 2020 年 2 月 29 日が含まれているか、又は新規インストラクターは資格取得年月日が 2020 年 3 月 1 日以降であるかを確認してください。

Q2. すでに更新に必要な指導実績があるので、この度の特例措置には利点を感じませんが、いかがでしょうか？

A2. 2020 年 2 月 29 日時点でインストラクター資格があり（新規インストラクターを含む。）、更新に必要な指導実績がある方は、通常どおり Web システムで更新申請を行ってください。

Q3. すでに更新に必要な実績があるので、更新の時期を迎えたときには、Web でこれまで通り「会費納入」のボタンを押下しようと思います。何か問題はありますか？

A3. 2020 年 2 月 29 日時点でインストラクター資格があり（新規インストラクターを含む。）、更新に必要な指導実績がある方は、通常どおり Web システムで更新申請を行ってください。

Q4. 過去に一度も指導に参加していません。それでも更新はできるのですか？

A4. 今回の特例措置は事態の重大性と広域性を考慮し、2020 年 2 月 29 日時点でインストラクター資格が有効であった者（新規インストラクターを含む。）において、所属する指定地域組織の代表が定める「コースが適正に開催できると判断した日（以下、x-day）」から起算して 6 か月を経過した日の月末までの間に、インストラクター資格の有効期限の満了日を迎える場合は、コースでの指導が所定の回数を満たすものとして、インストラクター資格の更新申請を可能とするものです。

Q5. 指導実績が足りないのですが、特例措置は大いに助かります。ところで私の場合、更新の時期を迎えたときに Web システム上に「会費納入」のボタンは出現するのでしょうか？

A5. 2020 年 2 月 29 日現在にインストラクター資格を保有しており（新規インストラ

クターを含む。)、「x-day」から起算して6か月を経過した日の月末までの間は、指導履歴がなくとも、資格有効期限の満了日の翌日から「会費納入」ボタンが出現しますので、それを押下して会費納入を行って下さい。

Q6. 更新に必要な実績がないので、特例措置に期待しています。私の更新申請はいつから開始していただけるのでしょうか？また申請には期限はあるのでしょうか？

A6. インストラクターの資格有効期限の満了日が2020年5月31日までの方は、所属する指定地域組織事務局が指定する方法で申請してください。

インストラクターの資格有効期限の満了日が2020年6月30日以降の方はWebシステムの「会費納入」ボタンを押下して、会費納入を行ってください。

Q7. 特例では、不足として何回分の指導実績が補われるのでしょうか？

A7. 今回の特例措置では、Webシステムにおいて、不足する指導実績が追加されることはありません。特例措置の対象となるすべてのインストラクターに、過去2年間に2回以上の指導実績があったものと見做す制度です。

Q8. 2019年10月に認定を受けましたが、予定のコースが中止となってしまう、いまだに指導の経験はありません。次の更新は2021年10月末です。仮に「x-day」が2020年10月だとしたら、特例の適用期限は2021年4月までなので、私の場合には特例は適用されないようです。残り6ヶ月で2回以上の指導実績を満たせるのか自信がありませんが、大丈夫でしょうか？

A8. 通例の特例制度と同様に、指導実績のための猶予期間は6ヶ月としています。お示しいただいた例では2020年10月までに2回以上の指導実績を満たせるよう頑張ってください。

Q9. 2019年4月に認定を受けましたが、予定のコースが次々と中止となってしまう、いまだに指導の経験はありません。資格の有効期限は2021年4月末日です。仮に2020年10月中に「x-day」が判断されると、特例の対象期限は2021年4月末日までとなります。私の場合、指導を未経験でも次回の更新申請が可能であるという解釈ができますか？

A9. 資格有効期限の満了日が、特例の対象期限内となっていますので、指導実績がなくとも更新申請ができます。

Q10. 自分の所属する指定地域組織では「x-day」が発表されました。しかし、自分の所属は今後もCOVID-19感染対応を継続することによって、コースに参加することができません。どうしたらよいのでしょうか？

A10. 個別の案件として対応する必要がありますので、所属する指定地域組織の事務局までお問い合わせください。

Q1 1. これまでの特例は有資格者としての活動期間が延長されるような措置であったと思います。今回の対応は、今までの特例と、何が同じで、何が異なるのでしょうか？

A1 1. 従前の特例措置は、インストラクター資格を6ヶ月延長することで、インストラクターの指導実績を積み、指導スキルの維持を保証するものです。今回の特例措置は、インストラクターとして指導の機会がないこと、事態の収束時期が予測できないことから、インストラクターとしての自己研鑽と今後の活躍に期待して、対象となるインストラクターには資格更新ができるようにいたしました。

Q1 2. 私の所属する地域では「x-day」が発表されていません。この発表を待たずして、コースを開催して宜しいのでしょうか？

A1 2. コースの開催については、指定地域組織が定める基準、要件、手続きなどに従ってください。詳細は指定地域組織の事務局にお問い合わせください。

Q1 3. 「x-day」の後に、コースは開催すべきでしょうか？

A1 3. コースの開催については、指定地域組織が定める基準、要件、手続きなどに従ってください。詳細は指定地域組織の事務局にお問い合わせください。

Q1 4. インストラクター資格の更新申請を忘れてしまい、2020年2月29日時点では「資格なし」の状態でした。このような場合でも特例は適用していただけるのでしょうか？

A1 4. インストラクター登録の更新不履行における再登録申請を行う結果、2020年2月29日時点でインストラクター資格が有効となり、かつ「x-day」から起算して6か月を経過した日の月末までの間にインストラクターの資格有効期限満了日を迎える場合には、特例の対象となります。

Q1 5. 私は2020年3月1日付でインストラクターに登録されました。2020年2月29日時点では、プレインストラクター登録（+プロバイダー認定）でしたから、今回の特例は、私には適用されないのでしょうか？

A1 5. 従前の特例では、2020年2月29日時点で有効なJPTEC資格に対して適用されます。このため、ご質問者のインストラクター資格は特例の対象外となっていました。これは新たに資格取得したインストラクターに不利益を生じてしまうことから、2020年3月1日以降の認定者（新規インストラクター）も特例措置対象としました。

(2023年11月 事務局長会作成)